

星総合病院では消費者庁の依頼により、「傷病の原因が商品や製品にあると思われる事故」について、下記の事業を開始いたしました。皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

商品トラブル情報収集事業

平成29年4月～32年3月実施

*目的：消費生活において生命または身体に被害を生ずる事故に遭った被害者から、消費者の苦情にはなりにくい不注意や誤った使い方も含めて事故の情報を幅広く収集し、注意喚起などを行い再発防止に活用します。

*収集する情報：様々な商品や製品の使用による自己、食品等の摂取、施設及びサービスの利用等によって受けたケガ
例→ボタン電池の誤飲、ウィルスプロテクターを使用しての熱傷、化粧品による皮膚の炎症、エステによる皮膚の損傷など

*実施期間：平成29年4月～32年3月

*対象診療科：救急外来、小児科、形成外科を中心とした各科外来など

*情報収集方法：

- ① 総合受付のモニター近くに投書箱と投書用紙がありますので、トラブルと思われることがありましたらご記入下さい。（当院を受診したものに限り）
- ② 外来を受診された患者さんについて、本事業の対象と思われる場合は、医師の判断で消費者庁に状況報告をさせていただく場合があります。

*その他：院内の掲示板にこの事業についての案内を掲示しています。

《お問い合わせ先》星総合病院 総務課長 永崎 文敏
電話番号：024-983-5511（代）
FAX番号：024-983-5588